

## 公立大学法人名古屋市立大学研究成果有体物取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）における研究開発成果としての有体物（以下「研究成果有体物」という。）の取扱いについて定めることにより、研究成果有体物の適正な管理、外部機関との円滑な研究協力及び本学の研究促進等を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「職員等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本学の役員及び職員
- (2) 本学の学生及び研究生であって、研究成果有体物の取扱いについて、この規程の適用を受けることに合意している者
- (3) その他研究成果有体物の取扱いについて、この規程の適用を受けることに合意している者

2 この規程において「研究成果有体物」とは、研究等の過程で創作又は抽出した材料、試薬、試料（微生物、植物等を含む。）、実験動物、試作品、化学物質、菌株等の有体物であって、学術的価値又は財産的価値を有するものをいう。ただし、論文、講演その他の著作物に関するものを除く。

3 この規程において「作製者」とは、職員等として研究成果有体物の作製を行った者をいう。

### (帰属)

第3条 職員等によって本学において作製された研究成果有体物に係る権利は、特段の定めがない限り、本学に帰属する。

### (研究成果有体物の管理)

第4条 職員等は、研究成果有体物を作製し、又は第6条第1項の規定に基づき第三者から研究成果有体物を受け入れたときは、これを容易に持ち出され、又はその秘密を知られないよう適正に管理しなければならない。

2 作製者は、所属する部局の長（各研究科長及び各病院長をいう。以下「部局長」という。）の承認を得たときは、研究成果有体物を外部機関に寄託す

ることができる。

(一部改正 平成31年達第63号、令和5年達第187号、令和7年達第76号)  
(提供)

第5条 作製者は、研究又は産業利用のために必要であると判断したときは、部局長（有償の場合にあつては理事長）の承認を得て、第三者に対して研究成果有体物を提供することができる。この場合において、本学は、提供の条件等について、当該第三者との間で契約を締結するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、作製者が第三者に対して研究成果有体物を無償で提供する場合において、本学の指定する「研究成果有体物受領同意書」（以下「同意書」という。）の提出をもって、契約に代えることができる。

3 産業利用に係る研究成果有体物の第三者への提供は、原則として、有償とする。

4 外国又は外国人へ研究成果有体物を提供（輸出を含む。）する場合には、作製者は、公立大学法人名古屋市立大学安全保障輸出管理規程（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第97号）に定める事項を事前に確認しなければならない。

(一部改正 平成26年達第88号、令和8年達第10号)

(受入れ)

第6条 職員等は、研究等のために必要であると判断したときは、部局長（有償の場合にあつては理事長）の承認を得て、第三者から研究成果有体物の受入れを行うことができる。この場合において、本学は、受入れの条件等について、当該第三者との間で契約を締結するものとする。

(提供及び受入れの制限)

第7条 前2条の規定にかかわらず、研究成果有体物が次の各号のいずれかに該当するとき、職員等は、当該研究成果有体物を第三者に提供し、又は第三者から受け入れてはならない。

- (1) 関係法令又は本学規程等に違反するもの
- (2) 国、本学の定める研究倫理に関する指針等に違反するもの
- (3) 研究成果有体物を創作し、又は取得している者が提供を禁止しているもの

(4) 個人の情報が特定されるもの

(5) 生命や環境に重大な影響を与える恐れのあるものであって、その安全対策及び防止対策が確保されていないもの

(6) その他本学が提供又は受入れを禁止したもの

(作製者への報奨金)

第8条 本学が研究成果有体物の提供により収入を得たときは、その収入から材料費その他研究成果有体物の作製に直接要した経費を控除した金額を、作製者への報奨金として配分するものとする。この場合における配分の取扱いについては、公立大学法人名古屋市立大学発明取扱規程（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第63号）に規定する実施補償金の配分の取扱いを準用する。

2 前項の作製者への報奨金は、作製者の希望により、作製者が指定する研究室等に配分することができる。

(一部改正 令和5年達第187号)

(退職後の取扱い)

第9条 作製者は、本学で作製した研究成果有体物について、部局長の承認を得たときは、退職後も自らの研究目的のため、当該研究成果有体物を使用することができる。

(秘密の保持)

第10条 職員等は、研究成果有体物の内容並びに研究成果有体物に関して本学及びその職員等の利害に関係ある事項について、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用し、又は知り得た秘密を漏らしてはならない。職員等が本学を退職した後も同様とする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究成果有体物の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項及び第6条の手続に関する規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第88号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第63号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第187号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の第4条第2項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年公立大学法人名古屋市立大学達第76号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年公立大学法人名古屋市立大学達第10号）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の各規程の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規程による改正後の各規程の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の各規程の規定に基づいて作成されている用紙は、この規程による改正後の各規程の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。